

農業委員会が定めた別段面積一覧表

H24.3.27現在

振興局名	農業委員会(市町村)名	設定地域	面積(ha)	摘要
空知総合	夕張市	夕張市	1.0	
	赤平市	赤平市	1.5	
	砂川市	砂川市	1.5	
石狩	札幌市	札幌市北区	1.0	
		札幌市東区	1.0	
		札幌市手稲区	1.0	
		上記以外の区	0.3	
	石狩市	浜益区	1.0	
	千歳市	駒里	0.1	
	当別町	東裏、蕨岱、川下、当別太を除く地域	0.3	
後志総合	寿都町	寿都町	0.1	
	泊村	泊村	0.1	
	神恵内村	神恵内村	0.1	
	積丹町	積丹町	0.3	
	小樽市	小樽市	0.1	
	島牧村	島牧村	0.2	
	古平町	古平町	0.3	
	赤井川村	赤井川村	0.3	
	喜茂別町	喜茂別町	0.3	
	岩内町	岩内町	1.0	
	余市町	余市町	0.3	
	仁木町	仁木町	0.1	
	蘭越町	蘭越町	0.5	
	胆振総合	伊達市	旧伊達市	0.3
旧大滝村			1.0	
室蘭市		室蘭市	0.3	
登別市		登別市	0.5	
苫小牧市		苫小牧市	0.3	
渡島	函館市	以下の区域を除く函館市の区域	0.5	
		函館市銭亀沢支所の所管区域	0.1	
		函館市亀田支所の所管区域	0.5	
		函館市戸井支所の所管区域	0.1	
		函館市恵山支所の所管区域	0.1	
		函館市楳法華支所の所管区域	0.1	
		函館市南茅部支所の所管区域	0.1	
	北斗市	北斗市	1.4	
	松前町	松前町	0.1	
	福島町	福島町	0.1	
	知内町	知内町	1.0	
	七飯町	七飯町	1.5	
	鹿部町	鹿部町	0.1	
森町	森町	0.5		
八雲町	八雲地域	2.0		
	熊石地域	0.8		
檜山	せたな町	せたな町大成区	0.5	
		せたな町瀬棚区	2.0	
		せたな町北檜山区	2.0	
	乙部町	乙部町	0.1	
上ノ国町	上ノ国町	0.3		
上川総合	旭川市	東旭川町米原、東旭川町瑞穂	0.1	
	美瑛町	美瑛町	1.5	
留萌	羽幌町	羽幌町(字汐見第1・第2地区 畑)	0.3	
		天売島	0.1	
		焼尻島	0.1	
宗谷総合	中頓別町	中頓別町	0.5	
	礼文町	礼文町	0.1	
	利尻町	利尻町	0.1	
	利尻富士町	利尻富士町	0.1	
釧路	釧路町	釧路町	0.3	

※その他の農業委員会(市町村)は2ha

北海道有機農業推進計画の概要

～ 有機農業の広がりをめざして ～

〔平成 2 0 年 3 月〕
北海道農政部食の安全推進局

北海道有機農業推進計画策定の趣旨及び目的

1 計画策定の趣旨及び目的

有機農業推進法（平成18年法律第112号）第7条第1項の規定に基づいて策定するとともに、北海道食の安全・安心条例（平成17年3月31日北海道条例第9号）等に定める有機農業の推進の考え方に沿って、道が進めようとする有機農業の推進に関する施策の具体的な展開方向を示すもの。

市町村や農業協同組合等においては、地域に即した有機農業の取組を推進する際の参考とするもの。

2 計画期間

平成19年度からおおむね5年間とする。

【計画策定の経過】

区 分	主 な 内 容
平成18年12月	「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)の公布、施行
19年 4月	「有機農業の推進に関する基本的な方針」の公表
19年 8月	「北海道有機農業推進計画検討会議設置要領」の制定
19年 9月	第1回北海道有機農業推進計画検討会議の開催
19年 9月 ～ 10月	ブロック別意見交換会の実施(石狩・後志、渡島・檜山、空知、上川・留萌・宗谷、 胆振・日高、網走、十勝・釧路・根室の7ブロック)
19年11月	第2回北海道有機農業推進計画検討会議の開催
19年11月 ～ 12月	道民意見の募集(パブリックコメント)
20年 1月	第3回北海道有機農業推進計画検討会議の開催
20年 2月	北海道食の安全・安心委員会、北海道農業・農村振興審議会の意見聴取

北海道有機農業推進計画の主な内容

第1 有機農業推進の基本的な考え方と目標

北海道の恵まれた自然や気象条件を生かし、環境への負荷を最小限にし、できる限り地域の有機質資源の有効活用や循環利用を行う北海道らしい資源循環型の有機農業の普及・定着を図るため、地域における有機農業の取組の拡大、有機農業技術の開発・普及の促進、有機農業に対する消費者の理解の促進、有機農業により生産される農産物の販路の確保、有機農業者や流通業者・販売業者・消費者等の連携体制の確立を基本的な推進方針として目標を設定する。

有機農業に取り組む農家戸数の目標

平成17年度（現状） 331戸 平成25年度（目標） 1,300戸
（有機農業に取り組む戸数は、有機JAS認定農家戸数）

第2 有機農業の推進施策

- 1 地域における有機農業の取組の拡大
地域有機農業者のネットワークづくり、地域振興計画の策定や地域の取組に対する指導、共同利用機械・施設の整備等生産体制の整備、研修情報の提供や実践的な研修講座の開設等の有機農業者の育成・確保、土づくりや地域内資源の循環利用の促進等
- 2 有機農業技術の開発・普及の促進
病害虫に強い品種の開発、病害虫や雑草の防除技術の開発、普及指導員に対する研修内容・情報提供の充実、普及指導体制の整備の推進等
- 3 有機農業に対する消費者の理解の促進
インターネットの活用や有機農業セミナーの開催等による有機農業の普及啓発や情報提供の推進等
- 4 有機農業により生産される農産物の販路の確保
有機農業者、流通・販売業者等が情報や意見等を交換する体制の整備、小売店等における販売コーナーの設置やイベントの開催等の促進等
- 5 有機農業者や流通業者・販売業者・消費者等の連携体制の確立
有機農業者や流通・販売業者、消費者等の幅広い分野の参加によるネットワークづくりの推進

第3 有機農業の推進体制の整備

- 1 道における推進体制の整備
情報の共有化や連携を確保する体制の整備、支庁や農業改良普及センターなどを通じた地域の取組の推進体制の整備
- 2 有機農業技術の開発・普及の推進体制の整備
研究開発のための有機農業者等との情報交換の推進、農業改良普及センターにおける有機農業の普及指導体制の整備等
- 3 市町村及び農業協同組合における推進体制の整備
市町村や農業協同組合における有機農業者等に対する指導助言等相談体制の整備等
- 4 関係機関・団体の推進体制の整備
全道的な関係機関・団体が流通・販売業者等と連携、協力して有機農業の推進に向けた取組を行う体制の整備等

第4 その他有機農業の推進に必要な事項

- 1 有機農業者等の意見の反映
有機農業の推進施策の策定における有機農業者等の意見等の把握・反映等
- 2 有機農業に関する情報の受発信
有機農業による農産物の生産、流通、販売等の情報の受発信や共有化等
- 3 調査の実施
有機農業の推進のために必要な調査の実施等
- 4 推進計画の見直し
国の基本方針の見直しや有機農業を取り巻く情勢の変化などにより、必要に応じて推進計画を見直す

全国の高等専門学校数及び道内の高等専門学校の概要等

■全国の高等専門学校数

文部科学省の平成23年度学校基本調査（確定値）調査結果から抜粋

区 分	学 校 数 (校)			
	総 数	国 立	公 立	私 立
高等専門学校	57	51	3	3

■道内の高等専門学校

北海道教育委員会HP「平成23年度北海道学校一覧について」から抜粋

設置	学 校 名	学 科 名
国 立	函館工業高等専門学校	機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、物質工学科、環境都市工学科、ほか2専攻科
	苫小牧工業高等専門学校	機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、物質工学科、環境都市工学科、ほか2専攻科
	釧路工業高等専門学校	機械工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科、建築学科、ほか2専攻科
	旭川工業高等専門学校	機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科、ほか2専攻科
学校数	4校	

※参考：札幌市立高等専門学校は平成23年3月31日をもって閉校

■道内の農業に関する学科を設置している高校

北海道教育委員会HP「平成23年度北海道学校一覧について」のデータから平成23年度末で農業科を閉科した2高校（道立余市紅志高校、町立剣淵高校）を除いたもの

設置	学 校 名	備 考
道 立	岩見沢農業高校	
	美唄尚栄高校	
	深川東高校	
	新十津川農業高校	
	当別高校	
	倶知安農業高校	
	静内農業高校	
	大野農業高校	
	旭川農業高校	
	名寄産業高校	
	※富良野緑峰高校	専攻科（高校卒業後2年間の課程）あり
	遠別農業高校	
	美幌高校	
	帯広農業高校	
	音更高校	
	更別農業高校	
	※別海高校	専攻科（高校卒業後2年間の課程）あり
市 町 村 立	ニセコ高校	
	真狩高校	
	留寿都高校	
	壮瞥高校	
	幌加内高校	
	東藻琴高校	
	士幌高校	
	中標津農業高校	
学校数	道立17校 市町村立8校	うち専攻科を置く農業系高校数～道立2校

道州制特別区域基本方針に基づく計画期間満了時の評価

計画期間（平成19年度～平成23年度）

1 広域行政の推進に関して政府が講じた措置

計画期間内において、広域行政の推進に関して政府が講じた措置は、以下のとおりであり、①法令の特例措置が6項目、②交付金の交付に関する措置が4項目、③①及び②以外の措置として、（ア）連携・共同事業が21項目、（イ）法令の特例措置以外の法令に関する措置が7項目、（ウ）その他の提案の趣旨を実現するための措置が10項目、となっている。

① 法令の特例措置（基本方針・別表1）（6項目）

- ・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務
- ・商工会議所に対する監督に関する事務
- ・調理師養成施設の指定に関する事務
- ・鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可に関する事務
- ・札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- ・水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

② 交付金の交付に関する措置（4項目）

- ・民有林の直轄治山事業の一部
- ・直轄通常砂防事業の一部
- ・開発道路に係る直轄事業
- ・二級河川に係る直轄事業

③ ①及び②以外の措置について

（ア）連携・共同事業（21項目）

- ・共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化
- ・C I Q業務への地方公共団体職員派遣
- ・共同データベース構築による法人設立届の一本化
- ・税務に関する相談や広報事業の共同実施
- ・国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実
- ・国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
- ・国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携
- ・国有林と民有林が一体となった森林づくり
- ・農作物被害調査の共同実施
- ・国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施
- ・新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
- ・道内における食育推進活動の共同実施
- ・第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
- ・国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
- ・バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの

創出

- ・異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
- ・国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
- ・防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
- ・道路管理者が連携した案内標識の整備
- ・ビジット・ジャパン事業に関する連携
- ・国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携

(イ) 法令の特例措置以外の法令に関する措置（基本方針・別表2）（7項目）

- ・都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
- ・食品表示に係る都道府県知事が行うことが出来る措置命令に関する政令の改正
- ・労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
- ・廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
- ・都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
- ・維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
- ・条例制定権の拡大に向けた法令の改正

(ウ) その他提案の趣旨を実現するための措置（基本方針・別表3）（10項目）

- ・地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
- ・都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
- ・出入国管理行政に関する意見交換会の実施
- ・地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
- ・条例による事務処理の特例に関する通知の発出
- ・福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
- ・「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
- ・道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
- ・郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
- ・へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出

2 政府が講じた措置の効果・影響等に関する評価

1に示した計画期間内に政府が講じた措置に関して、特に、特定広域団体に対する特例的な措置として、事務・事業が移譲され継続的に実施されている項目（1の①及び②の項目）を中心に、その効果・影響等を、基本方針に定める広域行政の推進の目標（①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与すること）に照らして、その成果及び課題の両面から整理をすると次のとおりである。

○成果

- ・地域により近い行政主体への権限移譲を実現することで、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になるなど、地域主権改革の後押しとなっている。

- ・処理期間の短縮や窓口の一元化等により、利用者・地域住民の利便性が向上している。
- ・国・地方を通じた行政の効率化に貢献している。
- ・事業の移譲に伴う職員の移籍（期限付きの出向）を円滑に実現している。

（具体例）

- ・水道施設への立入検査等では、従来の国（厚生労働省本省）による実施に比べて検査頻度の向上が可能になったほか、状況に応じて迅速かつきめ細やかな対応が可能になる等、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になった。

（水道法に基づく監督権限：水道事業等の認可及びその監督権限（勧告・命令・立入検査等）等の移譲）

- ・鳥獣捕獲の許可と危険猟法の許可の申請窓口が一元化されたことで申請者の利便性が向上したほか、道（各総合振興局等又は道本庁）が許可を行うことで、これまでと比べて大幅な処理期間の短縮が可能となり、状況に応じた迅速な処理が可能になる等、より適切な事務執行が可能になった。また、調理師養成施設の指定に関する事務では、道が担当する指定を行うための調査と一体的な実施が可能となることで処理日数が短縮されるなど、利便性の向上が図られた。

（危険猟法の許可：危険猟法（麻酔薬の使用）の許可及びその関連事務の移譲）

（調理師養成施設の指定：調理師養成施設の指定及びそれに伴う監督等の事務の移譲）

- ・改良工事は国が実施し、維持管理は道が実施する制度に基づいて事業が進められていたが、移譲により道が改良工事と維持管理の双方を一括して行えるようになったという観点からは、効率化が図られた面もある。

（開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

- ・移譲工事に係る職員の移籍（期限付きの出向）は、スムーズに行われている。

（開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

○課題

- ・一部の権限の移譲にとどまる場合は、例えば、認可事務につき国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があるなど、二重行政は解消されない。
- ・移譲された権限を活用して、道独自に工夫した取組を行っていくことが必要である（自主性・自立性の向上に余地がある）。
- ・事務・事業の移譲に伴う財源措置手法として、法第 19 条による交付金、水道法の事務に係る交付金、又は、措置なし、の 3 通りで対応されており、統一的なルールが確立されているわけではない。

（具体例）

- ・一部の権限が国に残されているため、引き続き国と道それぞれの申請が必要な場合があるなど、二重行政の形が残っている。また、道としては、地域振興の取組などに関連して、商工会議所の「事業」に関わりを持ちたいが、当該部分は引き続き国の定款認可であるため独自の関与に制約がある。

（商工会議所に対する監督：商工会議所の定款変更認可の一部及びそれに伴う事務の移譲）

- ・事務の実施方法に係る業務マニュアルや指導調査要領について、厚生局の取扱いを踏襲しており、道独自の取組は行われていない。

（調理師養成施設の指定）

- ・移譲工事については、国が実施中だった工事をそのまま引き継ぐ形で事業を進めており、今後、道においては、道の関連事業も含め、独自の工夫を行う等、より一層効率的・効果的な実施に努めていく必要がある。

(直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲)

- ・水道法に基づく事務に係る交付金は、移譲された事務が定着するまでの期間として5年間で廃止される逡減方式となっており、それ以降は財源措置がされないこととされている。

(水道法に基づく監督権限)

- ・道からは、「人件費以外の事務的経費が移譲事業に係る交付金の積算に含まれなかったことから、直轄事業で実施する場合よりも道の財政負担が増えている。また、道が必要と考えていた職員すべてが移籍されたわけではないため、移譲事業の事務量について、道の負担は増えている。」という指摘がある。

(直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲)

- ・事業を移譲するに当たり、道の事情を踏まえ、市町村等への防災情報の提供にも用いていた雨量計、水位計が撤去され、情報量が減少したなどの事例もあった。

(直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲)

以上を踏まえて、計画期間内の広域行政の推進に関して総括的な評価をすれば、道州制特区推進法に基づく事務・事業の移譲については、移譲前の状況と比べて、より適切で効率的な事務執行、利用者や地域住民の利便性の向上など前向きの成果が出ているといえる。課題もあるが、事務・事業の移譲を取り止めて、国に戻すべきと考えられるような問題は生じておらず、むしろ、更なる権限の移譲を進めることで、より大きな成果につながる可能性があると考えられる。

3 政府が講じた措置を継続する必要性等

2における評価等を踏まえて、個別の特例措置や交付金等について検討すると、すべて、今後とも継続して実施することが適当と考えられる。

特定広域団体である北海道は、これまで、道民提案や提案検討委員会の仕組みを活用しつつ、広く地域の実態に応じた提案を国に対して行い、全国展開につながったものも含めて、所要の実現が図られてきたことから、引き続き、本制度を活用して、北海道の自立的発展につなげていくことを希望している。

これらの点を総合的に踏まえると、基本方針で定める計画期間については、これを延長することとし(平成27年度までとすることを想定。)、特定広域団体への権限移譲の取組を更に推進すべきと考えられる。

また、道州制特区におけるこれまでの取組の成果や課題は、将来の道州制導入に向けた国民的な論議の進展に資するものであるが、出先機関の原則廃止に向けたアクション・プランに基づく広域的实施体制の枠組み等、今後の地域主権改革の具体的な検討にも資するものである。

なお、国から特定広域団体への移譲事務・事業に関し、必要となる財源措置については、これまでの経緯や移譲による国と特定広域団体を通じた行政の効率化等を踏まえつつ、その

あり方を検討する必要がある。

個別の法令の特例措置（１の①の項目）、交付金に関する措置（１の②の項目）及び連携・共同事業（１の③アの項目）について、特定広域団体及び関係省庁による措置を継続する必要性その他の評価の詳細は、別添「事務・事業の実施状況について」のとおりである。

意見の概要	意見に対する道の考え方
2 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等について	
<p>これまで商工会議所に対する監督のうち定款変更の認可の一部や解散の認可、鳥獣保護法に係る危険猟法の許可が道に移譲されたほか、調理師養成施設の指定事務も道に移譲されるなど地方の自立的発展は徐々に進んでいるものと考えているが、<u>移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、この移譲により大きなメリットにつながっておらず、道民の理解も十分ではないと考えます。</u></p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、新たに「7今後に向けて」の章を起し、「(1) これまでの取組の主な成果」「(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて」を記載することとしました。</p> <p>国から道に事務・事業が移譲されたことに伴い、これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている一方、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることが課題となっています。</p> <p>今後、既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上に向けて、関係する事務の移譲について検討して参りたいと考えています。</p>
<p>○商工会議所に対する監督の一部 国から道へ権限が移譲されても、<u>なお国に残っている事務があり、特に定款変更の認可については、同一の定款であるにも関わらず所管が分かれているという大変利便性の低い状況にあると見受けられる。</u> <u>是非とも道で一元的に実施できるようにすることが必要であると考え。</u></p>	<p>ご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案の検討の中で、参考とさせていただきます。</p>
<p>○調理師養成施設の指定 調理師養成施設の指定を行うために、調査は道が行い、実際の指定は国が行うという状況を一元化できたことは大変望ましく、利便性が高められたと思う。 <u>調理師養成施設以外にも国と道で権限が分かれているものについては、同様に道で一元的に事務処理ができるようにすることが必要であると考え。</u></p>	<p>平成19年度から調理師養成施設の指定に関する事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査及び調理師養成施設の指定に関する事務を一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。</p> <p>ご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案の検討の中で、参考とさせていただきます。</p>
<p>○札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止 北海道における地域医療の現状を見ると、本件は特筆すべき成果であると思う。 道内では、医療に関わらず、地域の課題解決のために様々な大学が関わりを持っていることを考えると、札幌医科大学に限らず、他の公立大学、できれば私立大学を含めて道が地域の実情に即して権限を有することも必要であると考え。</p>	<p>公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、学則変更についての文部科学大臣への届出が不要となり、平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行し、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待されています。</p> <p>ご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案の検討の中で、参考とさせていただきます。</p>

<p>平成23年 10月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさと納税」のコンビニでの収納 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 ○北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大 ○税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化 	<p>『「ふるさと納税」のコンビニでの収納』については、政令の改正の措置。3項目については、通知の発出などの措置が実施される予定。</p>
----------------------	---	---

（備考）「提案項目」の欄のうち、「・」を付している項目については、継続検討等の対応

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

道州制特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、道州制や道州制特区に関する道民の理解や関心を高め、本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。

具体的な提案に当たっては、政策決定の自己完結性を高め、自立的かつ主体的に地域づくりを進める観点から、北海道価値である食・観光、環境などといったテーマ毎に、道民からの意見などを基に道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていくとともに、既に移譲を受けた事務について、さらなる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進めます。

また、今後の本格的な事務・事業の移譲に向けて、必要な財源の確保が不可欠であることから、移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度についてより一層有効な活用に向けて努めていきます。